２　地方出入国在留管理局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
札幌出入国在留管理局	審査第一担当	前項第二十号から第三十四号までに掲げる事務、審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務
	審査第二担当	前項第一号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第五号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第六号から第八号まで、第九号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第十号から第十七号まで、第十八号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第十九号、第三十五号から第三十七号まで及び第三十八号（審査第一担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
仙台出入国在留管理局	審査第一担当	前項第一号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第五号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第六号から第八号まで、第九号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十号から第十三号まで、第十六号、第十七号、第十八号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十九号、第三十五号から第三十七号まで及び第三十八号（審査第二担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	審査第二担当	前項第十四号、第十五号及び第二十号から第三十四号までに掲げる事務、審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務
東京出入国在留管理局	審査管理担当	前項第一号（他の担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（在留調査担当及び就労審査第三担当が分担する事務を除く。）及び第三十八号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	オンライン審査担当	一　前項第八号（電子申請を行った外国人に送付する就労資格証明書に係る事務に限る。）、第九号（入管法第十九条の六に規定する上陸許可の証印又は許可を受けた中長期在留者に後日交付する在留カード及び電子申請を行った中長期在留者に送付する在留カードに係る事務に限る。）、第十号（永住審査担当

２　地方出入国在留管理局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
札幌出入国在留管理局	審査第一担当	前項第二十号から第三十三号までに掲げる事務、審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務
	審査第二担当	前項第一号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第五号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第六号から第八号まで、第九号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第十号から第十七号まで、第十八号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第十九号、第三十四号から第三十六号まで及び第三十七号（審査第一担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
仙台出入国在留管理局	審査第一担当	前項第一号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第五号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第六号から第八号まで、第九号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十号から第十三号まで、第十六号、第十七号、第十八号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十九号、第三十四号から第三十六号まで及び第三十七号（審査第二担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	審査第二担当	前項第十四号、第十五号及び第二十号から第三十三号までに掲げる事務、審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務
東京出入国在留管理局	審査管理担当	前項第一号（他の担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（在留調査担当及び就労審査第三担当が分担する事務を除く。）及び第三十七号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	オンライン審査担当	一　前項第八号（電子申請を行った外国人に送付する就労資格証明書に係る事務に限る。）、第九号（入管法第十九条の六に規定する上陸許可の証印又は許可を受けた中長期在留者に後日交付する在留カード及び電子申請を行った中長期在留者に送付する在留カードに係る事務に限る。）、第十号（永住審査担当